

## 国土審議会第13回水資源開発分科会

平成26年12月26日

【寺田水資源政策課長】 それでは、定刻になりましたので、会議を開会させていただきたいと存じます。会議は10時から12時までの2時間を予定しています。

開会の前に、配付資料の確認をさせていただきます。資料リストと併せてご覧ください。「資料1 委員名簿」、「資料2 これまでの検討内容と今後のスケジュール」、「資料3 答申(案)」、「資料4 答申(案)の概要」、「資料5 諮問書」でございます。それから、資料リストにはございませんが、補足資料として「我が国の水利用の変遷」をお配りしております。以上、配布しております資料に乱丁や配布漏れ等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

本日は、小浦久子委員、清水義彦委員は所用のためご欠席との連絡を受けております。

では、早速ですが本日の水資源開発分科会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、幾つかご報告を申し上げます。

まず、本日は定足数の半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立しております。

本日の会議は公開で行っており、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、議事録についても、各委員に内容をご確認いただいた上で発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。

また、一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中のご発言は認められていませんのでよろしくお願いいたします。会議の進行の妨げになる行為がある場合には、退室させていただきます。

会場内の撮影はここまでとさせていただきます。報道のカメラの方はご退出願います。

それでは、これからの進行につきましては沖分科会長をお願いいたします。

【沖分科会長】 それでは、本日の審議に入りたいと思います。今回は今後の水資源政策のあり方についてを審議することとしております。本件につきましては、国土交通大臣から国土審議会に意見が求められ、本分科会に検討が付託されております。これを受けまして、調査企画部会への調査審議を付託し、調査審議が行われました。お手元の資料3が調査企画部会での議論を踏まえ、今後の水資源政策のあり方についての答申(案)となっております。本日は答申(案)につきまして議論をいたしましてとりまとめを行いたいと考えております。

審議の進め方ですが、まず、調査企画部会でとりまとめられました答申(案)につきまして、事務局の方から説明させていただきます。その後に、調査企画部会長も務めさせていただきます私の方から部会におきます調査審議の概要を報告させていただき、その後に

委員の皆様によるご議論をいただきましてとりまとめを行いたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

では、早速ですが本日の審議に入りたいと思います。議事の1、答申（案）についてということで、事務局より資料の説明をお願いいたします。質疑応答、意見交換に関しましては、全ての資料説明が終わりました後に実施したいと思っております。限られた時間ではありますけれども、効率的な進行に努めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局、どうぞよろしくお願ひします。

【芳賀企画専門官】 それでは、事務局の方から説明させていただきます。

まず、お手元に配りました資料2をご覧ください。資料2につきましては、「これまでの検討内容と今後のスケジュール」ということで、これまでの調査審議の経過を整理したものです。

平成25年10月22日に国土交通大臣から国土審議会に今後の水資源政策のあり方ということで諮問が行われました。本諮問を受けまして、国土審議会は国土審議会水資源開発分科会にこれを付託しまして、さらに、同諮問について調査審議するために、国土審議会水資源分科会調査企画部会におきまして、同年10月28日に第1回を開催して調査審議を開始しました。これまで11回にわたりまして調査審議を進めてきたところです。

平成26年4月11日におきましては、取り組むべき事項をとりまとめた「中間とりまとめ」を公表しました。お手元に配っておりますが、中間とりまとめにおきましては、水資源政策全般について幅広く調査審議して、取り組むべき事項を広範にとりまとめました。

なお、当部会では、調査内容に関連するテーマで各委員から専門のプレゼンテーションを行いまして一層の理解を深め、さらに、関係各省の水資源に係る取組の現状把握の観点から、厚生労働省、農林水産省、環境省、経済産業省がプレゼンテーションを行いました。

当部会では、従来の施策の継続・強化に加えまして、新規施策を重層的に展開し、幅を持たせることによって安全・安心を与えて全体システムを機能させる「幅を持った社会システム」が提案されました。

中間とりまとめ以降に出されました水資源に関する政策との整合性を図りつつ、部会で議論を重ねまして、今回、水資源開発分科会に答申（案）を報告するものでございます。なお、諮問文の本文につきましては、お手元に参考としまして資料5に付けておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、次にお手元の資料3の答申（案）につきましてご議論いただければと思います。この答申（案）でございますけれども、調査企画部会でこれまで調査審議しまして、それぞれの委員のご意見を踏まえまして、調査企画部会の答申（案）としてとりまとめさせていただきます。

まず、表題でございますが、特に副題については、答申内容を総括する意味でもありますので、これから答申の内容を説明する前に、なぜこうだということを説明するのもご理

解難しいかもしれませんが、この副題につきましては、調査企画部会におきましても各委員から様々な意見をいただいたところでございます。園結果、水の恵みを楽しむ「幅を持った社会システム」への転換ということで表記しております。

それでは、表紙を開いていただきたいと思います。目次となっております。「はじめに」に続きましてⅠの水資源政策の改革の必要性、Ⅱの今後の水資源政策のあり方、Ⅲ、今後の水資源政策の課題への具体的な取組の構成になっております。つまり、Ⅰで現状を説明し、同じく課題についても説明しまして、Ⅱで基本的な方針又はあり方、そして最後のⅢにおきまして今後の取組というような構成順に整理しております。

それでは、次に内容の説明をさせていただきます。まず、1ページ、冒頭のはじめにですが、ここはまさに答申の趣旨が詰まっているところです。ここはポイントとなるところを読み上げさせていただきます。

1ページ目につきましては、前般部分については、現状とこれまでの調査審議の経過を記載しておりますので説明は省略させていただきます。

特に、この中で、ポイント的には1ページの下の方です。最後のパラグラフのところですが、これまでの水資源政策というのは、増大する水需要に対しまして新たな水資源開発施設を整備しまして、供給量の増大を図ることを目的に展開してきました。そして、いわゆるフルプラン水系におきましては、一部の施設は整備中であるものの、多くの水資源開発施設の整備の進展によりまして、供給の目標は概ね達成する見通しでございます。

しかし、水資源開発は一定の水準を目安とした安全によって開発されてきているところではあります。それには、まず1つ目は、安全度は降水の状況によって変化すること。2つ目は、今後の気候変動の影響によりまして、その安全度が変化する可能性があること。さらに、水供給の運用においては渇水が予想される場合には、深刻な被害を回避するため、早い段階から関係者間で渇水調整が行われていること。これらによりまして、被害を緩和しているということを改めて認識する必要があるということを記載しております。

次の2ページでございますが、この中で最後の方で、今後の水資源政策の具体的な取組の柱が記載してあります。今後の水資源政策の具体的な取組の柱は、必要な地域での水資源開発施設の整備に加えまして、地震等大規模災害への対応、ゼロ水、いわゆる危機的な渇水への備え、水インフラの老朽化への対応、これらあらゆるリスクに対しまして、安全で安心できる水を確保しまして、安定して利用できるようにすること。つまり、言い換えますと、「水資源開発の促進」から「水の安定的な供給」へのさらなる進化を図ることということを今回、答申の中で提言しているところです。

それでは、次のページにいかさせていただきます。Ⅰの水資源政策の改革の必要性というところでございますが、ここは3ページ、4ページ、5ページということで、水資源政策を取り巻く状況を記載しておりますが、ここに示されるとおり、水資源政策は様々な課題に対応してまいりました。

特に現在に至るまで、水需給の増大への対応が中心であったということでございます。

戦後復興期におきましては、荒廃する国土をいかに復興させるかということで、国土保全、食糧増産等の喫緊の課題に対応してきたところです。

高度成長期の1960年に入りまして、都市の人口の集中、産業の発展等により水資源の不足が顕著になってまいりました。そういったことを受けまして、慢性的な水不足に対応するために水資源開発促進法、水資源開発公団法が1961年に制定されております。それに基づきまして水資源開発基本計画が策定されて計画的に水資源開発が進められてきたところです。

一方で、地下水の大量くみ上げ等により地盤沈下も大きな問題になってまいりまして、工業用水や建物における地下水の採取に対する規制が工業用水法、ビル用水法で行われるようになりました。

また、公共用水域の汚染も問題になってきておりまして、水質保全に対する法律がこの時期にできているところです。

1973年にはオイルショックがありましたが、ここから高度成長にブレーキがかかり始めまして安定成長期に入ることになります。まだまだ水不足の解決には至っていないという状況の中で、長期的な観点から計画的に水資源開発を進めなければならないということで、1974年に国土庁が設置されまして水の部署がそちらの方に移され、長期水需給計画とウォータープランがそれぞれ1978年と1987年に作られているところです。

また、ダムを開発するにあたりまして、用地等の問題、用地交渉がなかなか進まないため、生活再建、補償だけではなく、生活環境の整備、生産基盤の整備を行うために水源地域対策特別措置法が制定されているところです。

また、渇水の対応では、この時期、渇水がかなり頻発しておりまして、省庁連絡会議なども設置されているところです。

そして、1990年に入りまして、雇用不安なり金融不安、構造改革の求められる時代になりまして、環境に対するニーズ等もいろいろ課題が出てきてまいりました。そして、また新たな水資源需要への対応としまして、ウォータープラン21が1999年にできているところです。

以上が水資源政策を取り巻く状況の推移ということで説明させていただきました。

それでは、次の5ページのI-1-(2)水需給を巡る現状認識と今後の見通しというところについてですが水資源開発基本計画に位置づけられた多くの水資源開発施設の整備の進展によりまして、供給の目標は概ね達成する見通しとなっている一方で、目標年次であります平成27年においても一部の施設が整備中で、依然として不安定取水が残っている地域も存在するほか、地下水から表流水への転換が必要な地域もまだ存在しております。

一方で、水利用の合理化も進んでおります。水道用水につきましては、漏水防止対策によりまして有効率が約90%ということで極めて高い水準に推移しており、工業用水の回収率におきまして約80%になっておりまして、これについては、昭和33年の20%から著しく向上しているということです。

さらに、用途間の水の転用も社会情勢の変化や地域の実情から行われておりまして、フルプラン指定水系におきましては、昭和40年度から平成24年度の50年間に水道、工業用水などで40トンほど、関係者間の相互の理解によって転用されているところです。

それでは、次の6ページでございますが、水需給バランスについてということに入りますが、水需給バランスの説明に入る前に、皆様の方には、別冊の補足説明資料ということでお手元に資料5の後ろに「我が国の水利用の変遷」という資料をお配りしております。水需給バランスの参考になるという意味で付けておりますので、これについて先に説明させていただきますと思います。A4の縦の資料になります。

「我が国の水利用の変遷」と題しまして作っている資料でございます。水利用の歴史を遡ってみますと、我が国の水利用というのは水田による稲作を中心に展開されてきてまして、水利用の秩序というのは長い時間をかけ、江戸時代には農業を中心に形成されてきました。

その後、明治時代になりますと、都市化・工業化の伸展によりまして、電力需要の増大から水力発電事業が大きく発展しまして、そのほかに人口増加を背景としました食糧増産に対応する農業地の増大とか都市用水の増大ということで、多くの新規需要が発生しました。

また、戦後になりますと、戦後の著しい経済復興と経済の高度成長によりまして、人口増加、都市への人口、産業の集中に伴いまして、生活用水、工業用水、農業用水の新規利水がさらに大幅に増大し、そのため、多目的ダムの建設などによる水資源の総合的な開発が行われ、安定的な水利用が確保されてきました。

次のページをめくっていただきますと2ページ目には、そういう状況の中で利水関係の事業法について記載しております。ダム建設等の水源開発、水資源開発、各種用途の水利用・地盤沈下防止等に関するものについては1960年までに。そして、水資源水源地域整備、水質・環境保全等に関するものにつきましては1970年以降、現在に至るまでに整備されたということです。

次の3ページでございますが、ダムによる水資源開発の状況について記載しております。(2)につきましては、新規需要に対する水資源開発の促進ということで、水源開発の促進に向けて法的、組織的な整備としましては、1961年に水資源開発促進法、水資源開発公団法が制定されました。水資源開発促進法が制定されまして、国が広域的な重点地域を指定した上で、水系全体のいわゆるフルプランを策定しているということで、現在、7水系、6計画が作成されているところです。

フルプランに位置づけられました多くの水資源開発施設の整備の進展によりまして、現行フルプランに計画されました供給の目標は概ね達成される見通しです。

そういう中で、(3)の水資源開発のしくみとございますが、我が国は、降水量が多く水が豊かな国ではありますけれども、河川の流量というのは変動しまして、1年を通して変動が大きくなっているという特徴もございます。

また、生活用水や工業用水につきましては、日とか季節によって変動がありまして、毎

日の河川の流量の変化ほど大きく変化しません。そのため、安定的な水利用を可能にするためには、河川の流動の変動にかかわらず、1年を通じて一定の水量を河川から取水できるようにすることが必要であります。そのために、ダムや堰等の水資源開発施設を建設しているということです。

次の4ページでございますが、水資源開発のしくみとダムの供給能力というところでございますが、図1をご覧くださいと思います。ダムのない自然な状況の河川の状況、流量というのは、梅雨時期とか台風時期にはたくさんありますが、少ないときにもありまして、1年を通じて一定の取水を行おうとすると安定的な取水は行えません。

しかし、ダム等の貯水施設によりまして、河川の流量の少ないときにダムに貯留した水を流して渇水時に河川に補給すると1年を通じて安定的な取水が可能となるということです。

図2を見ていただきたいと思いますが、ダムの供給能力についてですが、左下には計画当時の状況を示しております。右中の近年を見ていただくと、降水量が減少している中で計画当時と同じように供給をしていくと、途中で供給量が不足しましてダムが枯渇してまいります。実際には水供給の運用によって、渇水が予想される前に、深刻な被害を回避するために、早い段階から渇水調整を行って被害を緩和しているというのが現状です。

その図の下を見ていただきたいと思いますが、これは仮に不足が生じないような供給を行った場合にはどうなるかということでございますけれども、開発水量が減るといわゆるダムの実力が低下するということです。

今の内容を参考としまして、6ページの水需給バランスのところでございますけれども、水資源開発は原則としまして10年に第1位相当の渇水時の流況を基準としました水供給の安定度をもって行われております。

水資源開発施設の整備は一定の水準に達しつつあるということは先ほども説明させていただきましたが、近年も取水制限が実施されるなど、全国各地で渇水が起きております。また、降雨の変動の増大などによりまして、気候変動のリスクの影響などによって、計画当時に比べて水資源開発施設の供給可能量が低下するというこの不安定要素が顕在化しております。吉野川水系におきましてもそういう状況が出てきているということです。

農業分野におきましても、近年、高温化の傾向が顕著になりまして、コメの品質低下を防止するために、夏場に深水管理や掛け流し灌漑を実施することも行われております。

また、人口減少を迎える中、2050年には日本の総人口が1億人を減ることが推定される一方で、平成26年のいわゆる骨太の方針の中では、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することが示されたということで、今後、人口構造の方針に関する動向も注視し、また、高齢化とか核家族化、単身化、こういうような水需要動向に影響を与えるようなものについて把握するとともに、水需給への影響を分析する必要があります。

次、7ページでございますけれども、I-2からは社会情勢の変化について整理してお

ります。様々な社会情勢の変化がありますが、まず、東日本大震災、笹子トンネル事故等を教訓とするリスクの顕在化というところです。

地震、津波、洪水等の大規模災害に対しまして、施設の被災やエネルギー供給の停止に伴う水供給施設の機能低下により、断水が発生するなど、水インフラの脆弱性が顕在化しております。水インフラの耐震化率も充分でないという状況にあります。

2つ目には、急速に進行する水インフラの老朽化を挙げております。これについても、今後、非常に老朽化施設が増大するということが想定されています。

次のI-2-(2)の地球温暖化に伴う気候変動リスクへの懸念というところですが、IPCCの報告書によりますと、地球温暖化を疑う余地はないことや、人間の活動が温暖化の主要な要因であった可能性が極めて高いということが示されております。今後も気温上昇に伴う降水量の増大とか、少雨の年の年降水量の減少などが予想されております。

また、農業用水等、水資源を融雪に依存する地域におきましては、融雪の早期化によりまして、将来、渇水リスクが高まることが懸念されております。

次、I-2-(3)低炭素社会の実現のところでございますが、温室効果ガスの削減の取組は重要でありまして、低炭素社会の構築は世界的な要請と言える中で、上水道施設、下水道施設におきましても、多くの電力量の消費によりまして二酸化炭素が排出されております。

そういう中で、小水力発電については二酸化炭素を排出しない特徴がありますので、その導入の促進のためにいろいろな水利使用手続の簡素化等が進められているところです。

次、I-2-(4)社会からの生活・自然環境への要請につきましては、需給両面における水の有効利用の推進でございますが、これについては、節水型の洗濯機とか節水型のトイレが普及し、また、地方自治体におきましてもいろいろな節水に対しての取組がなされております。

供給面における水利用につきましては、ダム間を導水路で連携して水運用を図ったり、農業用水から工業用水への転用が図られるなど取り組まれております。

次の地下水の保全と利用についてでございますが、地下水の過剰な採取によって地盤沈下が関東平野や大阪平野などで過去認められておりましたが、昭和30年以降については全国に拡大しております。しかし、近年は地表水への水源の転換が図られたことや、法律、条例、要綱等によって規制が行われたとことで地下水が回復しつつあり、近年、沈静化の傾向であります。しかし、平成24年におきましても、まだ64の地域で地盤沈下の傾向が認められております。

このような状況ではございますが、地盤沈下を発生させずに地下水の利用を図るためには、地下水流動の把握をはじめとした技術的な評価が必要であります。

次に、安全でおいしい水の確保ということでございますが、平成26年に内閣府で実施しました「水循環に関する世論調査」によりますと、「水とのかかわりのある豊かな暮らしとはどのようなものであるか」ということにつきましては、「安心して水が飲める暮らし」

を挙げた人の割合が最も高く、他年度と比較しても上昇しております。

次の4)の水環境・生態系の保全・再生についてですが、水環境を構成する水量、水質、水生生物等及び水辺につきましては、流域全体で相互に関係・影響しているということです。

水質に関わる環境基準の達成率ですが、河川におきましてはBODにおきましては9割という高い水準を示しております。一方、湖沼におきましては、やや改善が見られるもののまだCODでは6割ということで低い水準にありまして、一層の改善が求められるということです。

次のI-2-(5)健全な水循環系の構築と雨水・再生水の利用の促進ですが、健全な水循環系の構築ではこれまでも流域を中心とした水循環系の健全化の取組が進められているところです。

次の2)の雨水・再生水の利用の促進についてでございますが、雨水・再生水の利用につきましては、昭和30年代の後半から始まりまして、昭和53年の福岡渇水を契機としまして水資源の有効利用の方策として注目されたということで、その推進が図られてきたということでございます。

次のI-2-(6)水源地域の振興につきましては、ダム建設によりまして著しい影響を受ける水源地域におきましては、住民の生活再建対策としまして様々な生活環境や産業基盤の整備等の水源地域対策が必要になっておりまして、平成26年3月の段階で、水源地域対策特別措置法において指定ダム等97のうち92ダム等で整備計画が決定されまして、いろいろな事業が実施されているところです。

次のI-2-(7)水資源に関する教育・普及啓発でございますが、これは水資源に対する国民の意識に関しまして、平成26年の内閣府調査によりまして、「使っている水道の水の水源」について知っているか知らないかという、認知度の調査ですが、年々、「知っている」に改善している結果となっております。

特に東日本大震災を契機としまして、使っている水道の水源に対しまして国民の関心が高まっている結果になっているところでございます。全ての世代におきまして認知度が改善している一方で、若年層ほど認知度が低い状況にあります。

次のI-2-(8)国際情勢の変化につきましては、これまで、2001年のミレニアム開発目標を国際合意事項としまして、世界的な取組、議論が行われてきてございますが、その目標達成期限であります2015年に、安全な飲料水を継続的に利用できない人口割合を半減する目標については達成されたということになっておりますが、世界では依然として約8億人が安全な水の供給を受けられない状況です。また、25億人が基礎的な衛生施設にアクセスできない状況にあります。

一方、新興国におきましては、人口の増加や経済発展・工業化の進展に伴いまして水に関する需要が急速に高まるということが見込まれておりまして、海外における水ビジネス市場につきましては2025年には87兆円まで拡大するということが予想されています。



次でございますが、I-3からはこれまで先に記載しました状況を踏まえた今後の水資源政策の課題を整理させていただいているところでございます。それぞれの課題につきましては、緊急的に取り組むべき課題とこれまでの取組を継続・強化すべき課題に分けて整理しております。

まず、緊急的に取り組むべき課題（リスクの顕在化）でございますが、1つ目では、地震、津波、洪水、事故等の大規模災害を対象とした危機時における必要な水の確保のために、個別施設の耐震化、BCPの策定、リスクに備えた訓練等のハード・ソフト対策や国が行う技術支援や地方自治体が行う相互応援協定の締結といった広域的な取組をあらかじめ決めておくことなど水系全体におきまして機能不全にならないという視点が必要であるということです。

2つ目では、水インフラの老朽化への対応でございますが、これについては平成25年の11月に政府におきまして「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、それに基づきまして、維持管理・更新等を着実に推進するための長寿命化計画（行動計画）が農水省、国土交通省で策定されているところです。

水資源分野におきましても、今後、老朽化した水インフラが急速に増加するということが見込まれており、水インフラの維持管理・更新を円滑かつ着実に実施するためには、トータルコストを低減するためのストックマネジメントやアセットマネジメントの導入の促進が重要であります。

3つ目の気候変動によるリスクへの適応ですが、気候変動に伴う降水形態の変化によって、渇水、洪水・高潮、水質悪化等のリスクが高まると予測されておりますが、平常時から関係者の理解と合意形成に努めていくなど、総合的・計画的に適応する施策を検討する必要があると記載しております。

4つ目のゼロ水への対応では、渇水によって水源が枯渇し、国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じる「ゼロ水（危機的渇水）」にならないようあらかじめ取組を進めておくことが必要不可欠でございまして、この場合は流域を基本単位としまして、広域的な連携・調整・応援など需要側・供給側の影響の段階に応じた予防措置や対応措置を適切に講じることでゼロ水を防ぐことができるように、ハード・ソフトを組み合わせ、水供給の全体システムでの対応を検討する必要があるということを記載しております。

5つ目の安全でおいしい水の確保におきましては、安全でおいしい水への国民の要請が高まりまして、飲み水の質の安全・安心の面から一層重視されるようになってきていることを踏まえ、水質を重視した取組が引き続き必要だということを記載しております。

I-3-(2)からは、これまでの取組を継続・強化すべき課題ということを整理しております。

1つ目は、健全な水・エネルギー・物資循環系構築に向けた取組の加速ということを挙げておりますが、流域における健全な水循環系の構築におきましては、平成26年4月2日に水循環基本法が公布されまして、健全な水循環を維持し、又は回復するための取組が

積極的に推進されなければならないということが示されました。これを踏まえまして、流域を中心とした一連の水の流れの過程におきましても、人間の営みと環境保全に果たす水の機能が適切なバランスのもとともに確保されるよう、流域におきまして水の貯留・涵養機能の維持及び向上、流域全体を視野に入れた相互連携、水量と水質といった様々な側面から総合的な対応を行いまして、健全な水循環系の対応力を大きくしていくことが必要であるということを記載しております。

次の②の低炭素社会の構築におきましては、エネルギー供給の脆弱性にも対応可能な自立分散型のエネルギー創出・活用の仕組みづくりが求められる中で、CO<sub>2</sub>を排出しないという小水力発電を含む水力発電の特徴、ポテンシャルを十分に活かすことが重要であるとしております。

③の水環境・生態系の保全・再生におきましては、水環境に対する国民の意識の多様化に応じまして、水資源政策におきましても、流域全体を視野に入れた、水利用の過程において水環境・生態系の保全の・再生に一層配慮した取組が必要だということを記載しております。

2)の持続的な水利用というところでございますが、節水型社会の構築と水利用の合理化としまして、流域全体の関係者によって水を大切にする意識や目標を共有することが必要であるとしております。需要面におきましては、住まい方やまちづくりに合わせた節水型社会の構築などが必要であるということを記載しております。

次の地下水の保全と利用につきましては、地下水につきましては、平常時の持続的な水源及び緊急時の代替水源としまして重要だということを記載しております。

③の雨水・再生水の利用におきましては、雨水・再生水は代替水源、環境資源、エネルギー資源として十分ポテンシャルを活かすためには、雨水・再生水利用施設の導入を進める必要があるということを記載しております。

④の水源地域の振興につきましては、水源地域の振興を図るためには、ダム建設にあたって生活再建対策、産業基盤の整備等を引き続き着実に実施していくということを記載しております。

次の3)でございますが、水資源に関する教育・普及啓発の推進におきましては、我々の日々の水利用が先人たちの絶え間ない工夫の積み重ねによって水インフラの整備、運用の日々の努力によって支えられているということが重要であるということを記載しております。

次の4)世界の水問題解決に向けた国際貢献と水関連技術の海外展開につきましては、我が国がこれまで培ってきた国際社会での水資源分野のプレゼンスをさらに強化することが重要であるということを記載しております。

次のIIにおきましては、今後の水資源政策のあり方について記載しております。II-1は諮問文で受けている記述と同じですが、基本理念としまして、全ての国民が水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指していくことを挙げています。こ

の理念の社会を実現するためには、「幅を持った社会システム」を構築していくこととしております。

「幅を持った社会システム」の構築の必要性でございますが、これまで、我が国におきましては、システム全体が緊張状態を保ちながら高度な生産を実現してきましたが、超効率化された緊張状態を継続した結果、東日本大震災のときのように、システムのどこかで不具合が生じた場合にはシステム全体が機能不全に陥りました。つまり、実際において幅がなかったということでございます。

とりわけ、水は人の生命、経済活動の麻痺などの重大な事態に係る極めて重要な資源でございますので、水資源分野におきましても、すなわち幅を持った社会システムの構築を目指していくことが求められているということです。

「幅を持った社会システム」が有する機能と留意点でございますが、水インフラの分野におきましても、大規模地震とかゼロ水においても必要最小限の水を確保するとともに、様々な事象において問題解決をするという意味で、幅を持った社会システムの概念導入が必要であります。

「幅を持った社会システム」の構築を目指すためには留意点がございます。水インフラについて、幅を持った社会システムの構築を目指すということは、水供給・排水の全体システムにおいて、従来から実施してきている施策の継続・強化に加えまして、水の安定供給に関する施策をその必要な量的・質的の両面から重層的に展開しまして、より一層の進化を図ろうとするものです。

また、本答申で言う「幅」というのは冗長性・代替性を持たせたものでありまして、粘り強く復元可能にしたりするものの機能に幅を持たせることであり、計画的・組織的にあらかじめ講じておくべきものとして位置づけております。

「幅を持った社会システム」を構築する上では、視点として3つのポイントがあるということで整理しております。1つ目としましては、東日本大震災を教訓としまして、これまであまり考慮していなかった地震等の大規模災害やゼロ水等の低頻度・高リスクへの対応。2つ目は社会情勢の変化に伴う国民の要請の高まりに対しまして、国民の視点に立って的確に答えるために、新たな課題へと重層的に取り組んでいくということです。3つ目は国際分野の推進ということです。

次、一部説明を省略しますが、Ⅲからは今後の水資源政策の課題への具体的な取組について整理しているところでございます。これまでのⅠで述べた水資源政策の課題への具体的な取組を推進するためには、水資源政策の根幹を支えてきましたフルプラン及び関連制度のあり方をより時代に適合させていくことが必要であるということに記載しております。

そのため水資源政策は、「これまでの水需給バランスの確保を優先した取組」から次の世代に「水の恵みを享受できる社会」を引き継いでいけるように、幅を持った社会システムが必要であり、まさしく今現在その変曲点に立っているということです。

従来の水資源政策の「水資源開発の促進」から「水の安定的な供給」へとさらに進化さ

せまして、安定的な水需給のバランスを確保し、地震等大規模災害、ゼロ水、水インフラの老朽化といった水供給に影響の大きいリスクに対しましても、良質な水をいかに安定的に供給するかということが大変重要になっているということです。

こういうことを念頭に置きまして、次のⅢ－１から５に示す５つの水資源政策と具体的な取組を整理しております。

Ⅲ－１の安全・安心水利用社会でございますけれども、これには６つの取組がございますが、１つは危機時、大規模地震災害等におきましても必要な水の確保ということで記載しております。２つ目につきましては、水インフラの老朽化への対応。３番目としましては、気候変動リスクへの対応策。４番目としましては、ゼロ水への対応。５番目としては、水需給バランスの確保。６番目については、安全でおいしい水の確保。これらの取組が必要だということを整理しております。

もう１つのⅢ－２の持続的水利用社会の構築に向けた対応につきましては、４つの取組について記載しております。１つ目は、節水型社会の構築と水利用の合理化。２つ目は、水資源・国土管理資源・エネルギー資源の観点からの地下水の総合的管理。３つ目は、雨水・再生水の利用ということの取組。４つ目は、水源地域への感謝に根差した地域振興。ということで、それぞれの取組を掲げております。

３つ目の社会は、Ⅲ－３の健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会についてでございますが、これについても３つの取組について記載しております。１つ目は、流域における健全な水循環系の構築。２つ目は、低炭素社会に向けた取組。３つ目は、水環境・生態系の保全・再生ということです。

次のⅢ－４の水の「恵み」に感謝し「災い」に柔軟に対応できる社会風土・文化の醸成ということも政策として必要だとしております。

最後の５つ目としましては、世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開ということで取組を記載しております。

最後にはあとがきということになっておりますが、これまでも述べてきたことですが、従来の水資源政策については、まさしく変曲点に立っているということです。

つまり、本答申におきましては、これまでの水需給の増大に対しまして、新たな水資源開発施設を整備することによって供給量の増大を図るという需要主導型の水資源政策から、水インフラの老朽化対策や地震等の大規模災害、ゼロ水など、あらゆるリスクに対して、水の安定的な供給を確保するため、水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換を目指す政策へとさらなる進化を図るということを今回提言しております。

以上が今回、答申（案）として整理させていただいた内容です。

引き続き、資料４を見ていただきたいと思います。資料４ですが、Ａ４の横の資料でございます。答申（案）の全体像が１枚でわかるように整理しております。

基本理念を、「安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の

恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指す」ということによりしております。これは諮問で受けた内容でもあります。

この基本理念を実行するための考え方とし、幅を持った社会システムの構築が必要であるということが提言されております。つまり、いかなる事態が生じて、柔軟かつ臨機に、包括的に対処できるシステムの構築を目指すことでもあります。

そして、幅を持った社会システムの実現に向けては、ここで書かれているように、3つの改革から、従来の水資源政策から水の恵みが享受できる水と人との関わりへと変えていく取組をすべきだということに記載しております。

改革の3つのポイントでございますが、1つ目は、東日本大震災を教訓とし、これまであまり対応されてこなかった低頻度・高リスクへの対応、2つ目は、社会情勢の変化に伴う国民の要請が高まり、国民の視点に立って的確に答えるための新たな課題に対して重層的に取り組んでいくということ、3つ目は、国際分野の推進ということです。

これらの3つの改革の視点を持ちつつ、幅を持った社会システムを構築するための具体的な取組として、ここに記載の5つの政策を示したところでございます。安全・安心水利用社会。持続的水利用社会。健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会。水の「恵み」に感謝し「災い」に柔軟に対応できる社会風土・文化の醸成。世界の水問題解決や水関連技術に関する国際社会におけるプレゼンスの確立。そして、それに係る具体的な取組事項とし、15の具体的な取組事項を示したということです。

社会全体の変動要因、また、顕在化するリスクに対応していくためには、これら15の取組の1つ1つのハード対策、ソフト対策がつながり合わすことにより、幅を持った社会システムが構築されていくこととなります。これらの取組の結果により、これまでの「水資源開発の促進」から「水の安定的な供給」へのさらなる進化が図られるということです。

以上で資料については説明を終わりにさせていただきます。

**【沖分科会長】** ありがとうございます。

それでは、本答申（案）につきまして、企画調査部会での議論につきまして、私の方から覚えている範囲でお話しさせていただきたいと思っております。

もう今ご説明いただいたものの繰り返しになりますけれども、まず、もしかすると一番議論したのはこの副題でございまして、水の恵みを享受できる「幅を持った社会システム」への転換となっておりますが、お手元のプレスリリースという分厚い中間とりまとめの際には、「幅を持った社会システム」の構築（次世代水政策元年）となっていたわけですね。

それについて、副題はこのままでいいか。部長も課長も変わったから変えようというわけではないんですけれども、こういうふうに、今のところ我々の調査企画部会としましては、将来にわたって水の恵みを享受できるような「幅を持った社会システム」に転換しようということで、これ、2ページのところに同じ文章があったと思っておりますけれども、そういう気持ちが込められているということでもあります。失礼しました。1ページですね。た

だ、「転換」としたところにやはり気持ちが込められております。

もう1つ、一番繰り返し議論になりましたのは、2ページをご覧くださいますと、下に注釈がございまして、「水インフラ」とは、貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設全体を指すものであり、とありまして、水道施設、農業水利施設、水力発電施設、工業用水道施設、河川管理施設、下水道施設、水資源開発施設等を対象とするということで、水資源開発施設のみならずそれを国民が享受できるようにするインフラ全部を指すということで、それに対して目配りしようというような答申になっているという点は少しご留意いただければと思います。

それから、ゼロ水という概念がありますが、これに関しましては、施設整備によって、どんな渇水に対しても普段と変わらない生活ができるようにしようということではなくて、それは例えば今ご覧いただきました2ページでも、人・モノ・財源といった資源の制約のもとということで、制限があるので、ただし、東日本大震災があったことで経験しましたように、それは考えていなかったの知りませんということではないというふうな。なので、想定はしておくけれども、必ずしも施設でそれに対して対応するわけじゃないというところに関しては議論がありました。

委員の方の中には、いや、そういうことは絶対に起こすべきではないという意見をおっしゃる方もいたわけですが、やはり現在、制限もあるだろうというような話になりました。

それから、幅を持ったに関しましては、27ページのところに留意点というのでわざわざ1章設けて書いてございます。これは、どういうことかと申しますと、多重性、あるいはいざというときにバックアップ機能を持つということはリスク管理の点からは望ましいわけですが、それはともすると、普段、無駄にもなりかねない、冗長であるということ。そのバランスというのはやはり大事であって、経済性や時間的合理性を排除しないというふうなことがわざわざ書いてあるという点もご理解していただければと思います。

そもそも、今回の答申に対しまして、今、水資源政策を見直すのにどういう意味があるかといったときには、また2ページにわりといいことが、ポイントがやはり書いてございますけれども、一番上に、供給の目標は概ね達成される見通しであるというふうに高らかに宣言された。ところが、東日本大震災があって、想定外は許されない。

想定外といった場合には大きく2つ考えられまして、それは大地震であったり、あるいは大規模な事故であったり、そうしたときにも水資源の供給が最低限は必要な分が供給されるようにしようという点と、もう1つは、いわゆる普通の渇水でありますけれども、想定するのは10年に1回であっても、それ以上のことは起こり得る。起こったときにどんなことがあり得るのか、そしてどんなふうに時間を追って対策を取らなきゃいけないかということに関しては、少なくとも考えておくことはしておいた方がいいというのが東日本大震災からの教訓であろうと。

それから、そうした場合にリスク概念が導入されている。これは渇水マネジメント運営だけではなくて、恐らく水管理一般にリスク管理という概念が入ってきたこと。また、本

文の繰り返しになりますけれども、老朽化対策をどうするのか。

気候変動に関しましては2つの側面がございます。1つは、貯留施設というのは雨の降り方、需要のあり方によって供給可能量というのは変わるんだと。気候変動がなぜ問題かと申しますと、今の気候に合わせて農業も水利用もできているところ、今の気候が変わってしまうと、それが例えば水が増えても、季節の推移、あるいは植える作物によっては水需給というのが季節的に逼迫する、あるいは合わなくなってしまうことがあり得るということで、現状から変化することが問題だということで、そういうものを考えなきゃいけない。それは適応策である。

もう1つは、水供給というのがそれなりのエネルギー消費によって支えられているので、低炭素化というのはもちろんやらなきゃいけない。気候変動に対しては、適応策、水循環の変化に対応することと、低炭素化でできるだけエネルギーを使わない水利用にしていくという2つが必要だということになろうかと思えます。

具体的な取組に関しましては31ページからにまとめられておりますけれども、31ページでは、ここに副題でなくなりました次世代水政策元年としてというのが残っておりますので、副題にやっぱり戻した方がいいという意見がございましたら、後ほどまたいただければと思います。

それから、その下に留意事項がやはりございまして、水源地域への貢献に配慮し、あるいは人・モノ・財源といった資源の制約条件のもと、優先順位を付けて。それから2行空けて、長期的な視点に立って、既存施設の有効活用やICT等の新技術の活用。そして、水需給が持続可能となる基本的かつ総合的な政策。そこの総合的な政策というのは一体的な体制にしなさいといったことが書かれている答申（案）となっております。

その下に、キーワードとしましては、最低限必要な水を確保する。つまり、繰り返しになりますが、事故時にも普段と同じように水が使えるというのはやはり望まない。ただし、ないと甚大な影響が考えられるので、最低限必要な水を確保しなきゃいけないだろうと。

それから、32ページにいきますと、先ほど申し上げましたが、水の供給可能量というのは雨の降り方あるいは需要のあり方によって変わるので、適応策を常に見直していけるということが書いてございます。

そして、その次のゼロ水、危機的な渇水に対しては、33ページの頭になりますが、影響を想定すると。それから、その下に危機管理の準備をすると書いてあります。

そして、その下の水需給バランスに関しましては、Ⅲ-1-(5)ですけれども、3つ目の○。水資源開発施設の整備については、10年に一度発生する渇水の年でも水を安定的に利用できることを基本とした上で、ということで、これまでの想定を変えて、もっと深刻な渇水にまで水資源開発の整備をしようということは書いていないという点が重要かと思えます。

そして、状況の変化としましては、雨水・再生水の利用、「雨水の利用の推進に関する法

律」や水循環基本法に目配りをしろ。あるいは、少し戻りますけれども、25ページに戻りますと、「国土のグランドデザイン2050」というのが出されておりますので、そういうものと整合性に沿って考えるべきであるといったことが書かれているものとなっております。

そして、最後が38ページのあとがきですが、需要主導型の水資源政策からリスクに対応した水資源施策になるということで、これは、需要主導型の水資源政策から水リスクマネジメントへとといったことかと思うんですが、需要主導型の水資源政策という言葉がここしか出てこないの、たぶん前の方にも置いておいた方がいいかなというふうに今、思いました。

以上、私からの簡単な報告ですが、調査企画部会にもご参加いただきました佐々木委員、榎村委員、増子委員におかれましては、後ほどコメントをいただける際に加えておっしゃっていただければと思います。

それでは、資料の3あるいは4に関しまして、ご質問、ご意見等いただきたいと思えます。専門部会である調査企画部会に付託して作成した答申(案)ではありますけれども、本分科会において、必要があれば修正を加えて成案とすることができますので、できるだけ具体的に、この文章は消すべきだ、あるいはこういう文章を挿入すべきだといった具体的なお提案をいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、渡邊委員、お願いします。

**【渡邊特別委員】** 渡邊です。

はじめに、まとめ方について意見申し上げます。今、部会での審議の状況と、それがよくまとめられた案になっているということは改めて理解したところですが、副題にシステムへの転換というようなキーワードも入っていることですし、少し丁寧なとりまとめをしたらいいと思えます。

そういう視点から、いわゆる広く意見を求めるという意味で、パブリックコメントのような形で意見を募って、できる範囲で丁寧な対応をしてとりまとめていくことがいいと思えますので、ご提案させていただきます。いかがでしょうか。

**【沖分科会長】** そのことをここで審議してもよいか、まず、事務局にお聞きしますが、調査企画部会で案が出たものに対して、この場で審議して、パブリックコメントが必要だといったときに、パブリックコメントを我々の水資源開発分科会でやることは可能なんでしょうか。

**【廣木水資源計画課長】** はい。可能でございます。

**【沖分科会長】** という意見が出ましたが、パブリックコメントをするからといって、今、この議論をやめるわけではなくて、ここで委員の意見を聞いて、手順としてはどうなりますか。

**【廣木水資源計画課長】** ここで一旦、ご審議をいただいておりますが、この分科会でパブリックコメントが必要だという結論になったならば、それに基づいてパブ



リックコメントを実施し、次回の分科会にまたご報告をするということになります。

【沖分科会長】 何か今のご意見を含めて、調査企画部会委員でいらした佐々木委員から、何かありますか。

【佐々木特別委員】 ありがとうございます。時間的に余裕があるというか、許せばパブリックコメントをやった方がいいのではないかと私は個人的には思います。

【沖分科会長】 槇村委員、いかがでしょうか。

【槇村特別委員】 私も、今回、非常に大きな転換点を目指した答申でございますので、やはり幅広く意見を聞くということも必要かなと思います。

【沖分科会長】 増子委員はいかがでしょう。

【増子特別委員】 まず、パブコメをやらないということですが、特にやらないとした理由は何かあればお聞きしたいんですけど。

【廣木水資源計画課長】 パブリックコメントそのものは、法律で定められてやらなければならない場合、それから任意でやる場合と両方がございます。この場合は、この分科会で諮問いただいている流れ、制度では法定ではないということでもありますので、任意でパブリックコメントを行うということになりますので、それは基本的に分科会のご判断になると。そういう仕組みになってございます。

【増子特別委員】 それですと、やはりこの価値を高めるには、当然、パブコメはやった方がいいと思います。

【沖分科会長】 皆さん、やった方がいいというご意見ですので、やる方向にしたいと思いますが、その場合に、本日、委員の先生方からご意見いただいて、それを反映させたものをパブリックコメントの叩き台として上げるという理解でよろしいでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 それも分科会でご判断いただければいいと思います。事務方的にはどちらで対応することも可能でございますので、今の原案でパブコメをかける、あるいは分科会として修正を加えて、例えば座長の方で1回見ていただいて、それでその案をパブリックコメントにかける、いずれにしても可能でございます。

【沖分科会長】 わかりました。じゃあ、今の点も含めまして、今後、今の私の認識ではパブリックコメントはやるということで、それに向けて、今日、初めて全体、最終案をご覧になった委員の先生もいらっしゃると思いますので、内容に関しまして、こういうところが書き足りない、あるいはここはちょっと表現がおかしいといった些細な点も含めて、お1人ずつご意見をいただければと思うんですが。

じゃあ、お願いいたします。

【望月委員】 細かい政策1つ1つについては、私は本当に門外漢なので、なかなか言えませんが第一にこの答申の意義として感じたことは、最初に沖先生のお話にあったように、大きな転換点に立った中での答申ということなんです。最初いただいたタイトルには、それこそ次世代水政策元年という非常に強い意思を感じる表現があって、私はこれはすごくいいことだなと評価していました。今日、開いたら、そこが抜けているので、これは戻した方

がいいのではないかと思います。

というのは、従来型の成長開発型の政策というのがあらゆる国土政策の中で転換を迫られている。そのひとつとして水政策というのが置かれているわけですから、やはり今までとは違うということを、中にいろいろ改革とか転換点とかいい言葉が出ているので、意思表示という意味できちっと出すべきだろうと思いました。

さらに、それでは改革といえるポイントは、何なのか。縷々説明はされているんですけど、素人目から見ると少しぼやけてきているという点が心配です。

単純に今までの開発型の水資源開発ということから脱却してとは言い切れないでしょうが、促進から安定的な供給へというところが基本のタイトルの中でも一番重要なことだと思うんですね。

であれば、その開発から安定的な供給へという具体的な政策転換のキーは何なのかということ。具体的な政策として、これは乱暴な意見ですけど、もう新たな水資源開発という考え方はしませんとか、超長期的に見れば、水インフラも人口減等に伴っていろんな形で整理、改革していかなくちゃいけないといったときに、どういう立場に立つのかということ。この辺が今までとは全く思考が違うと思いますその辺をもう少し明示的にとか、強調される。それは前段でも後段でもいいと思うんですけど。それが必要ではないかなというのがあります。

それから、それに関連してなんですけど、私はたまたま国土審議会の方の国土形成計画の計画部会に出席しておりまして、まさに「国土のグランドデザイン2050」、これをもとに国土形成計画の見直しを審議しています。この答申案の中にも「国土のグランドデザイン2050」に沿ってという言い方がされていますが、沿って考えなきゃいけないだけになっていて、じゃあどこにどういう歩調を合わせているのか、グランドデザインにある何を前提にしてとか、ほとんど記載がないんじゃないかと思うんです。そこは時間的な問題があったとしても、何らかの言及が必要ではないかと思いました。

それから、これは蛇足ですが、せっかく大きな政策転換として水資源開発から安定的な供給へということなので、この分科会名も水資源開発分科会というのは変えていった方がいいのかなと思いました。以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。もうこの段階では、案に、どこにどうするかということをご相談しておいた方がよろしいかと思うんですが、開発から安定供給へという文言を、例えば副題にもやはり出すべきだということ考えるのか、あるいは、それに近い文言はあるんですが、はじめにのところの一番最初、あるいははじめにの一番最後に非常に目立つように書くのかというのは、どちらがよろしいとお考えでしょう。

【望月委員】 そうですね。

【田中特別委員】 もう少し皆さんの意見を聞いてからでどうでしょうか。

【沖分科会長】 そうしますか。わかりました。失礼しました。じゃあ、ちょっとお待ちください。

それで、あとは国土形成計画との整合に関しては、当該部分にもう少し書き込めることは書き込むということで対応すると。あと、水資源開発分科会は、これ、たぶん法律事項とか法律で決まっている話なので、法律変えろという話になるかと思うんですけども。わかりました。それでは、ほか、ご意見をまずお聞きします。

じゃあ、田中先生、お願いします。

【田中特別委員】 田中です。

資料4の一番最後の「水資源開発の促進」から「水の安定的な供給」へのさらなる進化というものと、それからあとがきの内容ですね。これらを見ると、やはり先ほどからお話が出ているように、水資源政策のあり方というものの答申の内容はこれまでの水資源政策を転換していくのだというところにすごく重要な意味を持っているのではないかというふうに思います。

私個人としても、日本の今の低成長経済、それから人口の減少、少子化問題、それから経済のグローバル化による国内産業の空洞化等々の問題に関係して全体的には日本の水需要量というものが徐々に減りつつあるのではないかというふうに考えているわけですけども、そういう中で、やはり今、これまでの水資源政策の継続だけではなくて、思い切って考え方をチェンジしていく必要があるという意味では、その方向性は非常にいいのではないかというふうに思います。

ただし、先ほど望月委員からもお話が出たかと思いますが、なぜそうなのかというところの説明が非常に歯切れが悪い感じがするんですね。一方では、もう既にフルプラン水系では水需要に対する補給の状況は整備されている。ところが、その次になると、まだ不安定な部分があるという両論が並列して書かれているわけですね。

どちらを拠り所にしてこういう提案をするのかというところが非常にインパクトが弱いて言えますか。ですから、そこをもう少しメリハリの利いた形にする必要があるのではないのかなというのが私の考え方です。

前回の中間とりまとめのところに書いてあった次世代水政策元年という言葉があったと思いますけれども、これを入れるぐらいの思い切りのよさで方向転換を目指すんだということをもっと強調されてもいいのではないのかなというふうに思います。以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

山本先生、お願いします。

【山本特別委員】 今の表題に関しましては、ごもっともなご意見だと思いますが、一方で、やはり全て今までの政策をバツといいますか、そういうことではないわけで、継続的な取組もあります。安定的な供給なんて今までもやってきたわけですよ。だから、そういう意味では全否定するような、耳目をひくような言葉は必ずしもいらぬのではないかと。

だから、転換という言葉で良いのではないかと私自身は思います。だから、この表題で構わないのではないかというのが私の意見です。もちろん、中身に少しインパクトがない

と私も感じているところですが、それはそれとしてパブリックコメントを出されるわけだから、それは意見をいただければいいと思います。

私が一番、詳細なところで、言葉で引っかかるのは、ゼロ水という言葉です。スローガンとしての言葉の意味が捉えにくい。ゼロ水が発生することを前提にして最低限の水確保をしますという言い方をする一方、ゼロ水という状態を防ぐための施策をやろうとするというような言い方の混用もあるし。しかし、そのどちらを取ろうとしても誤解を生む言葉じゃないかと思いますね。

全体的に、社会経済システムを動かすための最低限必要な水というのはゼロではないので。水利用可能量がゼロになったら社会システムが止まってしまいますから、そこは回避しなければいけないということが重要な点でしょう。だから、危機的な渇水というのはわかりますが、それがどういうレベルか。当然ながらそれはゼロではない。ゼロを文字通りの意味での可能量ゼロとしたら、それはゼロではないでしょうと、そのレベルは。我々が、社会が目指すべき、回避すべきレベルはそこではないだろうという誤解を生むと思うんですね。

そういうような意味で、このゼロという言い方は非常にわかりづらいと思います。これはパブリックコメントをしていただいているいろんな意見を言っていたらいいと思いますけれど、私個人はそういうふうに思います。

それから、細部のところでということですが、水の量と質ということで書かれていて、非常にそれはいいことだと思いますが、質を議論するのであれば海域も入りますよね。水インフラを川の海域への出口のところまで切ってしまうという概念構成がやっぱりちょっと水循環とは矛盾してしまうんじゃないかと。水インフラをそこまで広げるのであればね。そういうようなところがあるんじゃないかと思います。海域だけじゃない話ですけど、そういうところは定義として気になります。

それから、さらに細かいことと言いますと、12ページの地下水の保全と利用のところの安全でおいしい水の確保の上ですけど、これ、地下水流動の把握に関して「技術的」になって言葉が少し引っかかりました。これは「科学的」な評価であるべきですね。何か事業実施の目的を持ってやるのではなく、使える水をきちんと評価するためには科学的な評価であるべきじゃないですかね。そういう文言の問題があると思います。

あとは、排水に伴うメタンに関する表現は元に戻ったので、私はこれでいいと思いますが、22ページの低炭素社会の構築というところで書かれている中で、ご説明いただいたときに排水に係る文言が気になったので、そこばかり目が行ってしまったのですけれど、その直前の表現、これ、バイオマスですよ。

バイオマスの焼却によるエネルギー回収は重要な施策でありますから、これはN<sub>2</sub>Oの問題じゃないでしょうかね、CO<sub>2</sub>じゃなくて。窒素系の問題だと思いますけどね、汚泥焼却の話は。だから、そのところがちょっと言葉がこれだと少し誤解を与えたいと思います。カーボン・ニュートラルのものまでなぜ言うのかっていう。そういうところがちょっと文言

としては気になります。

それから、全体的な海外の展開もこれから世界への貢献として非常に重要なことだと思いますが、30ページのところで言いますと、最後の文言は水関連技術の海外展開、これはぜひ推進していただきたいところです。最後の水関連技術システムの輸出、ここでシステムの輸出というのは非常に重要だと。いわゆる維持管理サービスも含めて重要だというのは非常に良い指摘ですけれど、その前の日本ブランドが、水関連技術に係る日本ブランドとなっています。ここにもシステムという言葉を入れるべきだと思います。

なぜかという、例えば浄化槽はシステムです。あれは単体ではありません。汚泥の処理も含めてシステムを構築してきて、極めてPPPが上手くいっている例です、日本の中で。そういうシステムもブランドとして確立しなきゃいけないわけで、システムという言葉を入れたらいいのではないかと、そのように思います。以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。幾つかいただきましたが、ゼロ水のところに関しましては、31ページに例えばゼロ水（危機的な渇水）と書いてありまして、たぶんこれ、でも、先生がおっしゃった話で、インパクトとしては、ゼロ水と書いてあると、何だろうとインパクトは多少あると。危機的な渇水と書いてあるとインパクトはないですけれども、違和感はないという、そういうところで、そういう意味ではインパクトを狙ったんじゃないかという気もいたしますけれども、事務局として、これ、今、ご意見いただきましたが、どうでしょう。

【廣木水資源計画課長】 これもご議論次第だと思っているんですけども、座長がおっしゃるとおりのところでありまして、1つのやり方としては、ゼロ水とはどういうものかという定義をはっきりさせるというやり方が1つ。それから、むしろ危機的な渇水を前にして、ゼロ水を括弧にした上でゼロ水の定義をするというやり方もございます。いずれにせよ、その定めによって事務局の方で工夫をさせていただきたいと思います。

【沖分科会長】 わかりました。あと、22ページのCO<sub>2</sub>の抑制に関しては、これ、言っている意味は、リンを日本で回収すると、遠くから運んでくる輸送時のCO<sub>2</sub>排出がなくなると、そういう論理の話かなと。

【山本特別委員】 いや。その前の、排水に伴う有機物の前。汚泥処理に伴うCO<sub>2</sub>。下水処理はいいのです、別にそれはね。化石起源の資源を使っていますから。

【沖分科会長】 汚泥焼却で発生するCO<sub>2</sub>はカーボン・ニュートラルじゃないかと。元々、バイオマスで食べて出ていく分だ。

【山本特別委員】 基本的にはバイオマスですよ。それでエネルギー回収するわけですから。

【沖分科会長】 なので、厳密に言うとはこれは入らないんじゃないかというご指摘。

【山本特別委員】 いや。だから、CO<sub>2</sub>じゃなくて、焼却過程で発生するN<sub>2</sub>O、すなわち窒素系の問題ではないかと。

【沖分科会長】 窒素系の方の問題も大きいんじゃないか。一酸化二窒素も。

【山本特別委員】 はい。それで一生懸命削減しようとしているわけですから。

【沖分科会長】 温室効果が大きいというところですので、それはじゃあ文言、細かいところを修正するという方向でやりたいと思います。

では、まず先にほかの。じゃあ、楠田委員、お願いします。

【楠田特別委員】 全体としてよく書かれていると思うんですけども、さっきおっしゃられたように、核心のところに入ってきたときにキーワードがやっぱり消えている部分があるかなりありまして、それはこの文章をまとめられるときに、合意を取るための手段として省かれたのではないかというところがあるんですが、それはもうちょっと書き込んでいただいた方が本質がよくわかるのではないかという感じがいたします。それが1番目です。

それから、2番目は、ここで言う水資源政策の水資源という場合には、農業用水だとか飲料用だとか工業用水に対して、ある目的のあるものに対して水を使うというイメージが非常に強いと思うんです。

ところが、実態としては、水を輸送のために流す、ある物質の輸送のために水を使うケースがこの頃出ています。特に、さっき山本先生がおっしゃられた、海のことを考えるときにどうするかという場合には、例えば水産業に対して窒素とかリンを流してくださいというわけで、水を流してくれと言っているわけではなくて、水の中にあるものを流してくださいという不特定用水の使い方がかなり出てきまして、だから、水資源政策の概念そのもの、その用途がここで扱われているやつのほかにも入っているのではないかと。

それが今後の長期的に考えていくには、その要素を含めておく必要があるのではないかというふうに感じています。そういう意味で、綺麗な水を供給してくれと言っているわけではない。必要なものを提供してほしいと言っているというところなんです。

それから、あと、手法的なところなんですけれども、水の需給バランスを考えるというときに、それでは現在使っている水の量的な把握がちゃんとできているかということになると、それはかなり心もとないところがあって、現実にはわからないところもあるんです。

6ページなんかには、人口減少の水需要の影響を分析する必要があると、こう書かれているんですけど、影響はかなりの蓋然性の高いレベルで推定することは可能になっていると思うんですね。それをもとに後の対応とかが出てきているのではないかと。それを初めの方で分析が必要だと、こう言われると、え、まだわかってないのという、後の議論になかなか考え方の展開として続いていかないのではないかとこのように感じました。

ですから、量の把握の方法論の現在かけているところに対する問題というのと、それから、しかし、長期的傾向というのはだいたいわかっているというところがやっぱり区別された方がいいのではないかと。

それと、あと、節水型の社会の構築のお話の中にありました。福岡市は一時、ものすごい渇水で、対応策をいろいろ打ったんです。住民の協力が大切だというのは言い続けられないんですけど、福岡市の渇水の後、打った対策というか対応で、渇水をしのぐ、いわゆるゼロ水のところをいかに乗り切るかっていう話があったんですけども、そのとき

の節水した量があるんですが、その節水した量に対する住民の努力の寄与分というのは1割ないんですね。もっと構造的な、行政の強制力を伴う節水の指示で動いているところが多い。

スローガンとして住民の協力は絶対に必要なんですけども、行政上としてはもっと公権力を使っている部分が非常に高い。そっちの方が非常に影響力というか効果的になっているというのが調査レポートで出ております。

ですから、将来に向けてはその真実を100%伝える必要はないと思うんですけども、住宅産業等と連携して節水社会を作るといえるときには、やっぱり行政の公権力の行使がかなり必要だというふうに思います。例えば、ビルディングで福岡に3,000m<sup>2</sup>だと思いますが、それ以上のやつは内部の循環システムを付けろという、その一言でかなり改善しているところですよ。

それから、最後になります。水ビジネスのところの表現が、いわゆるヒューマニズムに基づく援助の部分と、お金を出してくれて買ってくれるところに対する技術提供というところのコンセプトが、この文章では何かごっちゃになっている。ビジネスとヒューマニズムとがあるところが一緒の文章の中に入っていて、ちょっとわかりにくいところがあるというふうに感じました。以上です。

**【沖分科会長】** ありがとうございます。大変恐縮ですが、もうこれ、案になっておりますので、例えば核心の部分についてキーワードが消えているというご指摘に関しては、例えばここにこのキーワードを入れろとか、そういうご指示をいただいた方が作業しやすいんですけども、具体的にはどこが一番気になりますか。

**【楠田特別委員】** 慣行水利権の水量をどう把握する。例えば慣行水利権をどうこうって言うわけじゃないんですが、それで取られている水量だけはやっぱり水収支のバランスの上に乗ってきてもいいのではないかと。

**【沖分科会長】** そういう文章を、先ほど先生がお気になさった、把握されていないというのをちゃんと把握するとか、そういうことをちゃんと書いた方がいい。わかりました。

それから、水を輸送のために使う。水産業、海も考えてというのは、恐らく、今の案の中で可能だとしますと、21ページの健全な水循環系の構築のところ、エネルギー・物資循環系の構築というところがございますので、ここに、陸からの海への流量というのは単にそこは捨てているだけではなくて、逆に栄養素も補給しているし、あるいは海岸保全ということからすると、海岸を土砂で保全するというような意味があるんだということで、それも含めた視野を書き込むということによさそうな気がいたします。

それから、長期的な傾向に関しては、まさにそこは非常に重要なところだと思うんですが、6ページの水需給バランスに関しましては、水系と目標がたぶん水資源いつも問題になるところがあると思っていて、実際にはこのぐらいの人口とこのぐらいの工業、そして原単位になるので、このぐらいの需要じゃないかと客観的には思われても、自治体あるいは政府が、いや、人口1億人維持するんだって言ったら、あんた、それは無理だから

そんな計画を立てるのはやめましょうというのはなかなか言えないですね。

最終的には政府とか政治家の先生方がそういう目標を立てて、そこを皆で信任した場合には言えないというのは一番の問題なので、ここでは例えば1億人の人口構造になったとしたときにどの程度になるかという形でしか。ただ、そこは先ほどおっしゃったので言うと、分析する必要があるというのは、そういう目標が出て、実際どうなりそうか分析しておきましょうというふうにも読めるんですけど。

それから、節水のところは、先生、すみません。どこに。22ページですかね。

【楠田特別委員】 そうです。下から6行ぐらいのところですね。

【沖分科会長】 そういう意味では、このところにおっしゃるとおり水利用行動が書いてあって、2段落目が節水型社会の構築とありますが、これに制度面、制度ですね、やはり。法律や条例を併せて法令などの制度によって節水型社会のすることが検討されるとか、そういう文言を入れるということで対応してはどうかと思います。

水ビジネスに関しましては、今後のところでしょうか、一番は、気になるのは。37ページにいきますと、確かにこれは一見援助であるようでいて、自助努力。あるいは、3つ目の○にいきますと円滑な事業展開ということで、だんだんビジネスになって、今、それが混在しているところというのはおっしゃるとおりですが、どういう書き方になりますとより効果的だとお考えでしょうか。

じゃあ、お願いします。

【佐々木特別委員】 30ページのところはきちんと2つに分かれて書かれているのですね。僕らは水問題だけじゃなくて、いろいろな分野の公益事業の海外展開ということで、それを今までいろいろ議論してきましたが、例えば新幹線の輸出とかね。それから、原子力発電等々もあるわけですが。それらのときに、2つの用語をできるだけはっきりと区別して使った方がいいよということを申してきました。

どういうことかということ、30ページの辺りのことと言えば、前段のいわゆる国際協力、貢献、とか支援とか、そっちの方は「国際協力」という言葉をできるだけ使った方がいいと。それに対して、ビジネスに関わる場所は「国際展開」という言葉を使った方がいいのではないかと今までもずいぶんいろいろなところで言ってきたのです。この頃の新聞等々の論調、言葉の使い方を見ると、私はだいたいそう方向で合意を得られているのではないかと思います。

今回の調査企画部会のペーパーを、したがって、私はそういう目で見てきましたが、先ほどの37ページですか。このところ、○が4つあってちょっとわかりにくいのですが、30ページの辺りを見ればわかるように、そのように2つの言葉を使い分けることで、「ノンビジネス」と「ビジネス」がわかりにくいというふうには私は考えていません。

【沖分科会長】 ありがとうございます。そうしますと、30ページのような切り分けがあるという前提で37ページの方をわかりやすく書いていただいて、国際協力あるいは国際貢献と海外展開という2つで書き分けていただくということでやりたいと思います。



ほか、ご意見いかがでしょうか。お願いいたします。

【渡邊特別委員】 はじめに、全体の感想を申し上げる立場や状況ではないかもしれないですけど、全体の理解を申し上げますと、先ほど水政策元年というキーワードが出ていましたけど、そこまでは書き切れてないかと思います。

誤解を恐れずに例えで申し上げますと、年末にその年の状況をずっと振り返って、こういうことをしてきたし、これこれの問題があると整理した上で、では来年も頑張ってやっ  
ていこうというのはわかるんですが、具体的にどうやっていこうということよりも、この先どんな暮らしがしたいかということが中心に書いてあるというように思います。

その間の、具体的にどうするかのところはまだきちんと整理できてないというのが私の全体の理解です。しかし、この答申（案）としては、どういう暮らしがしたいかをきちんと書いてあればいいと理解してしまして、そういう位置づけでこれを理解したらいいし、一応、はじめにもそのように書いてあると感じます。

その上で、今から直せるところは表現だとか具体的な記述だと思いますので、それに限って、テクニカルで細かいところいくつかあるのですが、2点だけ申し上げたいと思います。

まず、副題にある「幅を持った社会システム」です。この鍵括弧が付いていることを確認したいのですが、広く一般的に使われているのかどうかということです。「幅を持った」と書かれた方が余計わかりにくい感じで、「水の恵みを享受できる社会システムへの転換」などの方がいいという気がします。どうしてこういう言葉遣いになっているかは確認する必要があると思います。

それから、それに関連してですが、最後の具体的な課題や取組みのところで、例えば36ページが一番最後ですが、そういうようなものに対応できる「社会風土・文化の醸成」というのがあります。これは、もう少し前のところにも記述されていますが、少し書きすぎではないかと思います。ここで言っているのは、水意識や水認識を高めるということなので、「社会風土、文化の醸成」というのは、少し言い方は悪いですけど不遜かなという気がします。少しトーンダウンしてわかりやすい表現にしたらどうかと思います。以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。幾つかご意見いただきましたが、まず、もう少しという点がございましたら、榎村委員、いかがでしょう。

【榎村特別委員】 私も調査企画部会に参加させていただいたので、発言しようかと思っておりました。今回の調査企画部会では、非常に長期的な議論であったかと思います。100年単位の人口動態、それからもっと長期的な地球気候変動、それから様々な災害や地震などですね。そうした、これまでと違った点でも大きな議論がされたかと思います。

その中で、先ほどから出ておりますように、これまでとどう違うのかというところでは、先ほどからインパクトが弱いとか歯切れが悪いとかいう言葉が出ておりましたけれども、十分に整備されてきたと言いながら、一方で、まだ不安定とか、実際にまだ十分ではない

という言葉があつて、そういう意味では少しわかりにくいかなと思います。

それで、表題のところでございますけれども、31ページに、私も取組で表題を見たときに、これはすごいなと思ったことが次世代水政策元年ということを目指すということでございました。31ページには、今こそ次世代水政策元年として基本的・長期的方向を示さなければならないというように、非常にこのところの言葉が一番インパクトが強くて、これを目指して議論してきたのかなというようには思って参加させていただいておりました。

そういう意味で、表題のところ、既に部会では議論したところでございますけれども、今一度見ますと、我が国の水利用の変遷ということをさっき補足資料で見せていただきました。1ページのところから、戦後から現在までということで、社会経済の発展の上での重要な役割ということで、生活用水、工業用水、農業用水の需要に対応して、必要な水需要を想定してやってきた。それは今までのことかと思ひます。その後のことを今回は議論したと思ひます。まだ充足されているとは言い難い面も一部あるかと思ひますけれども、このところを議論してきたのではないかと思ひます。

そう考えますと、「幅を持った社会システム」への転換。この転換という言葉は次世代水政策元年というように転換するんだという意味がわかりやすいかと思ひますが、少しわかりにくいかなというように思ひました。

それで、水の恵みを受受できるという言葉は付けたわけですが、資料4のところ、基本理念で水の恵みを将来にわたって受受することができる社会を目指すとなっております。

一番下のところで「水資源開発の促進」から「水の安定的な供給」へのさらなる進化とございますけれども、この言葉も一番後ろのあとがきのところに入っているかと思ひますが、水の安定的な供給ということに対しては、今までもずっとされてきたのではないかと思ひます。今、何が問題かという、一般的な水の安定的な供給ではなく、サステイナブルな、将来にわたって水の安定供給が必要だということの転換かと思ひます。

そうすると、2つ考えがあるかと思ひますが、水の恵みを将来にわたって受受できる「幅を持った社会システム」への転換あるいは次世代水政策元年とするのか、あるいはわかりやすく水資源開発から水の将来の安定供給へ幅を持った社会システムへの転換、あるいはもう少しすつきと、私自身は水政策元年という言葉にしてはどうかなと思ひます。

水政策元年と言い切るには少し、そこまで言つていいのかという部分もあり、従来からの継続の部分もこの中に含まれているとすれば、水資源元年へとかですね。気持ちとしては水資源元年ぐらい言つて、非常にここから違つたステージに入るんだというように書いた方が答申としてはわかりやすいのではないかと思ひます。

最後の38ページのところですが、今言つたことと同じなのですが、下から6ですよね。水の恵みを受受できる「幅を持った社会システム」への転換を目指す政策へというようになってはいますが、ここも水の恵みを将来にわたって受受できるとか、転換を目指

すという、転換を目指す政策へとさらなる進化ということになっているんですけど、このところの言葉ももう少しわかりやすく変えた方がいいのではないかなと思っております。2案ぐらい言ったので、ややこしくなったかと思いますが以上でございます。

【沖分科会長】 ありがとうございます。たぶん、長すぎるとよく訳わからないという部分がございますので、今、榎村委員がおっしゃったことを私なりに理解した範囲で申しますと、従来が開発だったというのはいいと。ところが、何に転換するとき、安定供給あるいは水の恵みを受けるというのは従来もやっていたので、それを新しいと言うのはやはり抵抗があるという、苦勞されてきた委員の先生方のご意見ではないかと思えます。

そういう意味では、新しいのは、私の個人的な理解では、やっぱりリスク管理という概念が入ったという点だと思うんですね。ただ、リスク管理という言葉が果たして皆さんに馴染みがあるかと、腑に落ちて理解されるかというのはわからないんですが、そういうことを考えますと、開発から水インフラのリスク管理へと、(次世代水政策元年) というふうにするというのが1つの手で、あれだけ議論していただいた調査企画部会の皆様には申し訳ないんですが、入れ替えてしまうというのはありかなというの1点と、もし副題を変えるにしても、次世代水政策元年という言葉はいいというご意見と、そこまでのインパクトはないと、まだ書き切れてないというご意見がございました。

これは委員の皆様である程度の合意を取ってから入れるのがいいのか、やはりこの段階ではまだ差し控えておこうと思うのか、ということに関してご意見をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

【佐々木特別委員】 全体のことでいいですか、それも含めて。

【沖分科会長】 はい。

【佐々木特別委員】 時間はありますか。

【沖分科会長】 大丈夫です。

【佐々木特別委員】 ありがとうございます。今日はあんまり言わないつもりで、調査企画部会委員としてはもうだいたい議論は終わっているというふうに思ったので。今日、分科会の委員さんのいろいろご意見をお聞きしていて一番感じたのは、望月さん、田中さん、楠田さん等々のご意見に共通しているのは、「何々から何々へ」っていうところで、従来の「開発型」というか、そういうものから「何々へ」。そのところは今、部会長がおっしゃったリスク管理っていうことですね。

私の言葉で言えば、いろいろな、今までと違った異常事態があるわけですね、「リスク」で。気候から始まって、震災と。そういう従来のフルプランが前提として考える方は、どちらかという「平常時」というか、それこそ大きな気候変動とか災害とか、あまりそこを前提としていないということが前提ではなかったのかなと思うんです。

それに対して、やはり「諸々のリスク」があるということを前提とした上での水の安定的な利用とか需給のマッチングというようなことを考えようというのが「今回の」考え方

だろうというふうに思っています。

それをどういうふうに文章化するかという辺りは、これは今までもずいぶん、特に事務局の方はいろいろご苦勞大変だったのではないかと思います。各委員がいろいろ発言し、しかも、水関連する関係部局というか、これ、行政がいろいろなところに跨がっていますから、恐らく、私の想像ではいろいろな意見が出るのじゃないかなと思うのですね。

そういうものを調整しなきゃいけないので、どちらかという、非常に日本語としてはマイルドな表現にならざるを得ないって、あるいはいろいろな妥協の産物のような。ですから、「思い切った表現ではない」とか、「インパクトが足りない」とか分科会委員が感じられたことは、非常にわかります。私もそう若干思っていますから。

今までも、どちらかという、簡単に言えば、「需要追従的な開発型のものから」そうでないものへと移るということがメインだったと思うのですね。ところが、例えば言葉としてこれまでの会議でも「需要後追的」とか、あるいは「キャッチアップ型」とかという言葉が出たわけですね、従来は。そういうものがだんだん落とされてきているということがありますから。

それで、いろんな妥協の産物ということがあり、やむを得ないのではないかなと思いますけども、今日、ここへ出て、分科会の委員の方からいろいろご発言を聞いていると、やはりその辺のところと同じような思いをきつとなさっているのだなというふうに感じました。それが1つ。

それから、今のことと関連して、「次世代水政策元年」ですか、これをどうするかということ。ここでまた副題をいじるか、いじらないかと。私はせつかく今回のこの表題で前回だいたい収まったんですから、あまりいじらない方がいいのではないかなと思います。

もし31ページにある次世代水政策元年という言葉、先ほど分科会長はもっと前に持っていったらどうかということ、31ページに関連しておっしゃったと思うのですが、私はそれがいいのではないかと思います。31ページにはその言葉がありますが、これを1ページか2ページの辺りにも持っていけば、「はじめに」のところで、それで十分で、副題を直す必要はないのじゃないかというのが私の意見であります。

それから、それと関連して。せつかく去年の10月頃から「幅を持った社会システム」の構築ということを書いてきたわけですね。しかも、今回のこのペーパーの中でも、「幅を持った」というのはどういう意味かということを中心に詳しく定義しているのですね。

その辺を見ると、やはり日常的に「幅を持った社会システム」という言葉は使われていませんが、いないからこそ、かえってこういうふういきちと定義して、今回はこういうことを考えているので、いろいろなこれは「リスク」に対する対応。それを「幅を持った」と、そう表現しているのですから、それを副題から消したくない。

むしろ、今回の我々の調査企画部会のやったことを一言で言えば、「幅を持った」ということではないかというふうに私は思います。ありがとうございました。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

じゃあ、増子委員、お願いします。

【増子特別委員】 調査企画部会の残りの1名は私ですけれども、副題の水の恵みを享受できるというのは私もかなりこだわっています。入れたいということで。

私は水道事業者の代表という立場で来ていますが、今の日本は水の恵みを享受できていない社会なんですね。水は汚いし、水が足りなくなるといことが起きる。本来は日本は非常に水に恵まれているところなんです。それが享受できていないというのは社会システムが悪いわけですね。水を綺麗にするのはできるわけですよ、やれば。再三言っていますけれども。皆が水を綺麗にしようってということで環境基準を見直して、排水規制を強化すれば、日本の川の水はすごく綺麗になります。いろんな各界が努力すれば。

足りなくなるっていったって、これも皆さんできちんと各方面努力すれば、きちんとできるんです。でも、社会システムがそういうふうできてないんです。だから、水の恵みを享受できるように社会システムを整えるというのが大変これから大事なことではないかというのが私の主張でありまして、ですので、これはぜひとも入れたいということです。

【沖分科会長】 なかなか議論が白熱して、いい会議だと私は個人的に思っておりますけれども、いかがでしょうか。今の調査企画部会にも参加されていた委員の先生方のご意見をお聞きになって。

【佐々木特別委員】 一言いいですか。

【沖分科会長】 一言でお願いします。

【佐々木特別委員】 言い残したことが。先ほど事務局の方から、「ゼロ水」のことについて、従来どおり、このペーパーのとおりにするか、あるいは「危機的な渇水」というのを前に持って行って、括弧に入れて「ゼロ水」という言葉を使って、しかも「注釈」を付けるという2つの案をおっしゃった。私は後者の方がいいというふうに思います。以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。危機的な渇水という方を先に出して、それをゼロ水と呼んでもいいんじゃないかということですね。

そうしますと、もう時間の方もだいぶ押し迫ってきましたが、そういう意味では、副題に関しましては、開発から安定供給へ、あるいは、といった言葉がもう少し全面に出るといいということなんです。いろんな思いがこもった案として出てきておりますので、例えばここに、転換の後に、やはり次世代水政策元年というのを入れるかということに絞ってご意見頂戴したいと思います。挙手していただいてもいいですか。

入れた方がいいという方、挙手願います。

(4名挙手)

入れない方がいいんじゃないかという方。

(5名挙手)

僅差ではありますが、入れない方がいいということです。当分科会の意見としては、副題はこのままでいくと。ただし、開発から安定供給へという大きな転換期にあるということは、資料4にもでかでかと、こちら、転換じゃなくて進化とありますけれども、あり

ますので、これがはじめにのところでやはりメッセージとして伝わるように書き直すということでご意見を反映させたいと思います。

ほかに議論すべきは、今、幾つか細かい点も議論、ご意見頂戴しましたので、できればいただきましたご意見を反映させた版で、最初に渡邊委員からご指摘ありましたパブリックコメントにかけるということにしたいと思えますけれども、その際は改めてパブリックコメントにかける案をお示しするのではなくて、もし必要でしたらお送りするなりしてということですが、一応、私が確認してパブリックコメントということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、今のように修正したものでパブリックコメントにかけて、それで、大変恐縮ですが、もう一度分科会を開催するということにしたいと思えますので、ぜひまた委員の皆様方にはご協力いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了いたしますので、進行を事務局にお返し。

【田中特別委員】 ちょっといいですか。

【沖分科会長】 はい。

【田中特別委員】 非常に細かいことで申し訳ないのですが、答申(案)の参考資料集というのがございますけれども、これの図番の180から183ぐらいまでのところで「幅を持った社会システム」の項目が幾つか並んでいますが、そこに英語が併記されているんですね。

180番は日本語がなくて英語がいきなり出てきている。それから、182番は英語をカタカナ表記にしていきなり出てきています。これはそういう必要性があるのかどうかということを踏まえて、統一するようにはしていただきたいと思えます。私は英語は必要ではないと思えます。以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。これ、実際に会議で使用した資料ですが、それを修正するというはこの段階で可能なんでしょうか。

(廣木水資源計画課長) 修正することはいささかも構いません。一応、注を付けて、意見を踏まえて修正しましたということに記載いたします。

【沖分科会長】 わかりました。じゃあ、適切に反映していただきますよう、よろしく願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。それでは、議事をお返しいたします。

【寺田水資源政策課長】 沖分科会長、どうもありがとうございました。以上をもちまして本日の審議は終了させていただきます。

本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省ホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましても、あらかじめ委員の皆様にご確認をお願いする予定でございますのでよろしくお願い申し上げます。また、本日の資料ですが、郵送を希望される委員の方は机の上にそのままにしておいていただければ対応させていただきます。

ます。

最後に、藤山水資源部長よりご挨拶申し上げます。

【藤山水資源部長】 二、三分いただきまして、私なりの説明を足りない部分にしたいと思えます。

歯切れが悪いというお話がありました。この辺のところは、この答申をいただきたいと言っているところは水資源政策となっていて、今までの法律のつくりが水資源開発促進法のもとに考えてきたところがあって、ざっくり言うと、全国の水需要の約半分を代表的な6水系、7水系で賄っているところがあって、戦後の高度経済成長期にそういう水需要に対してどうしていくかというのが中心の議論であったので、まさしく今日お話がありましたように、分科会の名称自体が水資源開発分科会になっております。

この答申自体は、調査企画部会でも話が出たんですけども、水資源政策全体についての答申なのか、フルプランと言ってくる主要水系だけの答申なのかと。いや、そうではない、全体なんだというお話があったということが前提となっております。

ところが、事務局サイドがいろんな資料を作ったり、説明するとき、オールジャパンのことを考えたり、水資源開発水系と言われている水系のことだけを考えたりしているのが混然としている部分がまだ残っているので、これはどっちのことを言っているんだというところがあり、考え方としては、主要水系のことを頭に入れながら全体を書いているのでわかりづらくなっているところが1つあると思います。ここはもう一度精査したいと思う部分がございます。

それと、もう1つが、歯切れが悪いのに、実は今日、座長その他の先生方も、キーワードが非常に重要になってくるので、ここに書いております「水資源開発の促進」から「水の安定的な供給」へと。このワンワードというかワンフレーズが世の中に走り回る。ということが想定されると思います。

実はここに「水資源開発の促進」という言葉を入れております。水資源開発からという言葉ではないです。役人的な言い方だと言われればそうかもしれませんが、フルプラン水系を中心に、ここに書いてありますように、概ね10分の1の安全度を目安にした水資源開発については、要するに新しい需要に対して賄っていこうという考え方の水資源開発については、整備量自体はある程度のところはいっている。

ただ、オンゴーイングで今、一生懸命、現場で、やはり必要なんだという形で事業をしておられるところもあります。それが今後も、場所によっては、やはりこういう水はいるんだというところは必ず残ってくるんだらうと思います。ただ、オールジャパンで見たときに、主要水系で見たときには、ある一定のところにはいっているんですけど、そこでは、水資源開発からと言ってしまうと、全くそれに、じゃあ全部やめたんだねと言われる方が必ず出てくると思います。

私は、都道府県によっては、地域によっては、何らかの形で、それはダム単体を作るということじゃなくても、何らかの形で水資源開発が必要なところはやはり残っているんだ

ろうと思っております。そのこのところの説明が上手くないと、やはり全くゼロにしてという発想になると思いますので、その辺のところは、全体の見方としてはそうで、力の重点の入れ具合が全く違ってくるんだよというところをどうやってわかってもらうように表現することなのかなと思っております。

その辺が歯切れが悪いと。こうやって口語体で言うと皆さんわかってもらえると思うんですけども、そこを文章にすると、いろんな説明書きをしないとわかってもらえないところがあるものですから、その辺がやっぱりもう一度、事務局として文章をこなれたものにして、わかってもらえるようにする努力はいるかなと思っております。

長くなって申し訳ありません。あと、もう1点。途中でご指摘がありました、「国土のグランドデザイン2050」、これがどう反映されるのかと。これは並行して動いているので説明しづらい部分があるんですけど、わかりやすく言うと、人口減少していくんだということを今回、改めて政府として、これからは人口減少していくことを前提に置いていると。

そうすると、また、今までの水資源開発は人口が増えていくんだ、1人当たりの水の使用量も増えていくんだという前提に立っているんで、全体の長期計画としてはそれを前提として考えなければならない。そこが非常に厳しいところが、今持っているそれぞれの計画自体は今ちょうど変換点に来ている。ですから、これから長期のものを考えたときには、そういう視点も入れていかなければならない。

ただ、そこがまたエリア的に、全体で見たときにはそうなんだけど、個別に見た場合には、やっぱり必要なものは必要だということはあるだろうと。その辺のところはまたわかりづらいところがあるので、1つには人口減少を前提に、長期的に、30年、50年、100年で見た上に考えていかなければならないということが1つある。そこがまた計画論として反映しきれていない部分はあるのかなと思っております。

あと、もう1つは、キーワードがコンパクトとネットワークということですので、どういう地域地域になっていくかということ、人口がコンパクト化していきますので、今までこの水資源開発分科会では議論されてなかった、むしろ、水道とか下水道の水インフラという目を見た場合に、広くカバーしていこうということが既存インフラも含めてどうやってマネジメントしてコンパクト化していくかということを考えていかなければならない。

水道関係の皆さんはご存じのとおり、経営自体が非常に厳しくなっているというところがあるので、グランドデザインとの関係でいくと、そういう視点も考えて、経営までいくと、ここは踏み込んで書いていない部分があります。その辺が、並行して動いていた部分があって、ほとんどが中間報告をベースにしているものですから、そこは水インフラの老朽化の観点しか書いてございませんが、思いとしては、やはり社会がそうなるということを経営に置いて水インフラも考えていかなければならないということは、まさしくその辺はご指摘のとおりだと思いますので、勝手ではありますけれども、また座長とご相談しながら、必要な部分については少しでも、入れていく必要があるかなと思っております。

大きな枠として、歯切れが悪いところの話はそういう部分でございます。



ということで、時間の期限で、間に合いますか、間に合いませんかといった場合に、実は先ほどの、今、議論になっているのは水資源開発促進法というものがございます。ですから、それも法律の名前が水資源開発促進法になっています。

それも含めてなんですけれども、それを一刻も早く見直しを図ろうかとした場合に、1年でも1日でも早い方がいいんですけれども、まさしく何をしなければいけないのかということをしっかり固めないと、法律自体をどうしなければならないかという議論につながらないと思っていますので、そういう意味では、まず、今、何が問題で、何をしなければならないかということを確認しなければならないと。

最も歯切れが悪いのは、ここに書いてあることは私どもの先輩もやってきていることが7割方、8割方あるので、なかなか元年と言うにはちょっと恥ずかしいなというところがあります。すみません。これは議事録から外してもらってもいいんですけれども。

要するに、アクセルを踏むところと新しくやるところを、役人らしく言うと切り分けたいんですけれども、今までも努力しているんだと。すぐ役人は今までも努力しているんだと言いたくなる場所があるものですから、それをばっさり説明を省くと、いかにもこれからこれにがんがんにアクセル踏んでやっていくんだというふうに見えるわけですが、あんまりドラスティックに書けない面もあるということもありますので、すみません。これ以上言うと言訳になりますので。

いろいろ言いましたけれども、その思いも含めて、また座長と相談させていただきながら修正をさせていただきたいと思っています。すみません。長くなりました。どうもありがとうございます。

【寺田水資源政策課長】 以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日は熱心なご議論を賜りまして、誠にありがとうございました。